

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、保護変更決定通知書（同年4月1日を変更年月日とするもの。以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、本件審査請求書に普通預金通帳の写し（令和3年6月11日まで記帳され、同日の預金残高が7,745円と印字されているもの。）を添付し、4月分及び5月分の各支出がいずれも各月の収入を上回っていることや、4月からの不足分については、請求人の娘による援助を受けている旨を述べていることなどからすると、毎月の保護費がそもそも低廉であり、請求人の生活状況を反映したものとはいえないから、本件処分は取り消されるべき旨を主張しているものと解される。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年12月9日	諮問
令和4年1月21日	審議（第63回第2部会）
令和4年2月25日	審議（第64回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の基本原則

法4条によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされている。

そして、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」としている。

これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護基準による冬季加算についての定め

保護基準においては、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分

けた上、各世帯に具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依るべき基準を設定している。

冬季加算については、保護基準の別表第1の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目であり、東京都〇〇市内に1人世帯で居住する請求人の場合、11月から3月までの期間において、1月当たり2,630円の冬季加算額が計上されることとなる（別表第1・第1章・1・(1)・ア「1級地」・(ア)「1級地-1」・第2類・VI区（東京都は、同(2)・イにより、冬季加算における地区別（都道府県別）において、「VI区」の区分とされる。））。

(3) 不正受給に係る保護費等の徴収

ア 法78条1項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとされている。

イ また、法78条の2によれば、被保護者が保護金品の交付を受ける前に、当該保護金品の一部を法78条1項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に宛てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができるとしている。

(4) 家賃等の定め

保護基準によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とされ（保護基準別表第3・1）、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とするとされている（保護基準別表第3・2）。

そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）には、東京都の1級地については、53,700円以内と定められている（保護基準別表第9・1）。

2 本件処分についての検討

- (1) 処分庁は、冬季加算について、11月から翌年3月までの期間において支給するものであるとして（1・(2)）、4月分を支給対象外として減額したことが認められる。

また、返還額について、処分庁は、令和3年3月9日、請求人から分割して納付する額を月額10,000円から5,000円とする旨の本件分割納付誓約書が提出されたことから、同日付けでこれを了承し、4月分の債権代納額を5,000円としたことが認められる。

そして、住宅扶助について、処分庁は、同年3月11日、請求人から、令和3年度の家賃が33,300円に変更されることを内容とする「令和3年度 収入認定通知書兼使用料決定通知書」の提示を受け、4月分を33,300円としたことが認められる。

したがって、本件処分は、法及び保護基準に従った適正なものであり、違法又は不当な点は認められない。

- (2) ところで、請求人は、本件審査請求書において、「私（審査請求人）は今生活保護の金額がどのようにして決められるのか知りたいと思います。」と主張しているので、本件処分通知書に記載された最低生活費107,520円についても、念のため、検証することとする。

基準生活費の額は、請求人の場合、次の算式「A+B+C」により算定される（保護基準別表第1・第1章・1・(2)・ア）。そして、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、70～74歳・1人世帯・1級地—1の各区分に該当

する。)に当てはめると、

A 第1類の表(省略)に定める世帯員の年齢別の基準額②45,330円を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表(省略)中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率1.0000を乗じて得た額及び第2類の表(省略)に定める基準額②28,890円の合計額 74,220円

B 経過的加算 0円

C 冬季加算 0円

となり、そうすると、基準生活費の額は74,220円であり、これに住宅扶助費33,300円を加算した額は107,520円であり、この額は本件処分の最低生活費の額に一致する。

したがって、請求人についての最低生活費に違算はないということが出来る。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、4月分及び5月分の各支出がいずれも各月の収入を上回っていることや、4月からの不足分については、請求人の娘による援助を受けている旨を述べる。

しかし、法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされるところ(1・(1))、本件処分が、法令等の規定に則って適正に行われた処分であることは、上記2のとおりであり、最低生活費についても保護基準に照らし、違算は認められないのであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行わ

れているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来